

患者さんへのご案内

2017年10月より

特定看護師(看護師特定行為研修修了者)が  
特定行為を実施しています

特定行為とは

診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる行為のことです。

当院は、厚生労働大臣が指定する特定行為研修を行う指定研修機関です。

当院では特定行為研修センターで研修を修了した看護師は、医師があらかじめ作成した『手順書』に従い、特定行為を行っています。

当院で実施している特定行為は、以下の12行為です。

- 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- 侵襲的陽圧換気の設定の変更
- 非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- 人工呼吸管理がなされている方に対する鎮静薬の投与量の調整
- 人工呼吸器からの離脱
- 気管カニューレの交換
- 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- 脱水症状に対する輸液による補正
- 直接動脈穿刺法による採血
- インスリン投与量の調整
- 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- 創傷に対する陰圧閉鎖療法

特定行為研修修了者は「特定看護師」  
というバッジを付けています。



特定行為の実施について希望しない方は、当院の医師または看護師にお伝え下さい。

恵寿総合病院 看護師特定行為・業務施行事業実施安全管理部会